

津山市監査委員告示第8号
平成31年3月4日

地方自治法第199条第7項の規定に基づき平成30年度の公の施設の指定
管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり
公表する。

津山市監査委員 仁 木 実
津山市監査委員 津 本 辰 己

平成 30 年度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

津山市監査委員

第1 監査の期間及び対象

1 期間

平成30年11月2日から平成31年2月28日まで

2 実施日及び対象

実施日	指定管理者名	施設名	所管部署
2月6日	つやま斎苑管理グループ 代表団体：イージス・グループ 有限責任事業組合 構成団体：株式会社ガット マサト運輸株式会社	津山市総合斎場 津山市加茂町斎場	環境福祉部 環境生活課

第2 監査の範囲及び方法

平成29年度における公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務が、関係法令、協定書及び仕様書に従い適正かつ効率的に執行されているか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているか等を主眼として監査した。

監査にあたっては、所管部署及び指定管理者から監査資料の提出を求め、書類の調査、関係諸帳簿等との照合を行ったほか、関係者から説明を聴取するとともに、施設の現地調査を実施した。

第3 指定管理の状況

1 指定管理の概要等

(1) 施設の所在地

ア 津山市総合斎場

津山市小田中 1115 番地

イ 津山市加茂町斎場

津山市加茂町宇野 2200 番地 1

(2) 施設の内容

ア 津山市総合斎場

敷地面積 26,763.22 m²

延床面積 1,529.73 m²

・会館棟 (591.48 m²)

待合ホール、告別室、和室 2 室、事務室、機械室、湯沸室、化粧室等

・火葬棟 (938.25 m²)

お別れホール、収骨室 2 室、事務室、炉前ホール、台車置場、霊安室、告別室、休憩室、炉室、電気室、制御室、機械室、残灰室、空調機械室等

・駐車場（第 1：50 台、第 2：10 台、第 3：20 台収容）

火葬炉数 8 基（標準炉 4 基、超大型炉 2 基、大型炉 1 基、汚物炉 1 基）

イ 津山市加茂町斎場

敷地面積 5,031.50 m²

延床面積 333.80 m²

・本館（314.46 m²）

和室 2 室、待合室、告別室、湯沸室、化粧室、作業員室、倉庫、機械室、炉室

・車庫（19.34 m²）

霊柩車 1 台

・駐車場（16 台収容）

火葬炉数 2 基（標準炉 2 基）

（3）施設の設置目的

墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）の規定に基づく火葬の施設として設置

2 管理業務の内容

（1）火葬及びこれに付随する業務

（2）斎場の施設又は設備の維持管理に関する業務

（3）津山市斎場条例第 12 条の規定による入場の拒否及び退場の命令に関する業務

（4）前各号に掲げるもののほか、斎場の運営に関する業務のうち、市長のみが行うことができる権限に関する事務を除く業務

3 指定の期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4 指定管理料 46,195,000 円（平成 29 年度決算額）

5 利用料金制 採用していない

第4 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部において改善を要する点が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

1 指定管理者について

【指摘事項】

- (1) 指定管理者が領収した斎場施設・備品等使用料について、出納帳を整備し整理していたが、現金と照合した際の確認印が残されていなかった。公金であるので、津山市会計規則第23条に定める収納金現金出納簿の様式に準じて確認印欄を設け、現金と照合した証拠を明確に残すよう改められたい。
- (2) 市から貸与されている備品が故障したため、指定管理者が代替品を購入していたが、故障した備品に貼られていた備品シールを新しく購入した備品に貼り換えており、津山市物品会計規則に基づく事務手続がなされていなかった。市から貸与されている備品に異動がある場合は、所管部署の指導の下、津山市物品会計規則に基づき適正に処理されたい。

【要望事項】

- (1) 利用者からの意見収集について、会館棟利用者に対して手渡しによるアンケートを実施しているが、火葬棟のみの利用者も多いことから、火葬棟利用者に対する意見収集の方法を検討されたい。また、参列者から意見や要望を収集できるよう意見箱の設置についても検討し、より多くの意見を施設運営に反映できるよう改められたい。
- (2) 平成29年度に津山市加茂町斎場において黒煙の発生が1件あったが、月締めで所管部署に提出された業務日報への記載がもれていた。業務日報は日々の業務内容を記録し報告するものであるため、別途経緯報告書を提出した場合であっても、トラブル発生の記録を明確に残すよう事務を徹底されたい。
- (3) 黒煙の発生については、排煙監視モニターによる確認のほか、火葬技術の向上や設備修繕、黒煙発生の原因となる副葬品の自粛要請により対策を講じられているところである。引き続き研修等により火葬技術の向上を図り、黒煙の発生防止に努め、周辺住民の生活環境の保全に尽力されたい。

2 所管部署について

【指摘事項】

- (1) 指定管理者に市が貸与している備品のうち、既に廃棄されているにも関わらず、市の備品台帳に登録されたままになっているものが見受けられた。備品の帰属に関するトラブルを防止し、適切な管理が行われるよう、備品台帳の整理を行われない。また、貸与している備品及び斎場で管理している物品については定期的に備品台帳等と照合し、保管状況を明らかにするよう改められたい。
- (2) 市から貸与されている備品が故障したため、指定管理者が代替品を購入していたが、故障した備品に貼られていた備品シールを新しく購入した備品に貼り換えており、津山市物品会計規則に基づく事務手続がなされていなかった。指定管理者から備品の異動について報告を受けた際は、廃棄等の手続を適正に行い、購入した物品が津山市物品会計規則第3条に定める備品に該当する場合は、新規に備品登録するよう改められたい。また、貸与している備品について適正な管理がなされるよう指定管理者に指導されたい。
- (3) 斎場施設・備品等使用料の領収書について、所管部署は、津山市会計規則第20条第2項の規定に基づき、斎場施設・備品等使用許可書の交付をもって領収書に代えているとの見解であった。しかし、指定管理者は領収の都度、領収書を発行しており、現場の実務と所管部署の見解に相違があることから、領収書の取扱いについて整理されたい。また、許可書を領収書に代えることについては、津山市斎場条例第9条第2項に定める納付の猶予との整合性がとれるようにされたい。
- (4) 指定管理者が整備していた斎場施設・備品等使用料の出納帳には、現金と照合した際の確認印が残されていなかった。公金であるので、津山市会計規則第23条に定める収納金現金出納簿の様式に準じて確認印欄を設け、現金と照合した証拠を明確に残すよう指導されたい。
- (5) 指定管理者が領収した斎場施設・備品等使用料については、月2回、約10万円を目安に入金するよう所管部署と指定管理者との間で取り決められていた。津山市会計規則第24条第1項の規定に基づき、現金は収納の日または翌日には指定金融機関に払い込まなければならない。規定に従い入金ができない特別な事情があるならば、津山市会計規則に基づき適正に整理されたい。

【要望事項】

- (1) 火葬炉内台車はこれまで備品として扱っていたが、火葬炉設備の一部であることから、備品として取扱うか否か検討するとのことであった。市の備品台帳や津山市斎場指定管理協定書については、検討結果に応じ、適切に整理されたい。
- (2) 斎場周辺の環境については、必要な環境調査を適宜実施し、周辺住民の安心安全な生活環境の確保に努められたい。
- (3) 現在、津山市加茂町斎場は火葬炉などの設備の老朽化が喫緊の課題となっている。津山市第 1 0 次行財政改革実行計画によると、斎場管理の見直しとして、津山市総合斎場と津山市加茂町斎場の統合が検討されており、平成 3 2 年度を目途に結論を出すとのことだが、その間は、修繕を施しながら、施設の安全な運営に努められたい。

第5 監査委員の意見

監査の結果については前述のとおりである。

津山市総合斎場・津山市加茂町斎場は、葬儀場、火葬場を備え、「故人との別れ」の儀式が厳粛かつ円滑に執り行われている施設である。

平成3年に開場した津山市総合斎場は、岡山県北の拠点的な火葬施設として、津山市民のみならず市外の住民からも広く利用されており、平成29年度の利用件数は、火葬1,456件、施設利用1,188件となっている。また、津山市加茂町斎場は昭和61年の開場以来、長年にわたり加茂・阿波地区の住民に利用されており、平成29年度の利用件数は、火葬119件、施設利用9件であった。

両施設とも平成24年度の指定管理制度導入当初から、つやま斎苑管理グループが指定管理者を務めており、代表団体であるイージス・グループ有限責任管理組合が現場管理業務、株式会社ガットが施設管理業務、マサト運輸株式会社が霊柩車運転業務を担っている。

斎場という施設の特性上、特にきめ細かいサービスの提供が求められるが、指定管理者が実施した利用者アンケートにおいては高い評価を得ている。これは施設、設備の維持管理、環境整備はもとより、利用者の心情に配慮した接遇、火葬技術の向上、地域性や施設の特徴を踏まえた円滑な儀式の執行に努めてきた結果といえる。

津山市第10次行財政改革実行計画では、財政の健全化の観点から、斎場管理の見直しとして、津山市総合斎場と津山市加茂町斎場の統合が検討されているが、開場から30年以上が経過した津山市加茂町斎場は、特に火葬炉などの設備の老朽化が著しい状況である。施設の統合について平成32年度を目途に結論が出されることだが、その間、所管部署においては、修繕を施しながら、施設利用者の安全確保を第一とし、責任を持って運営されたい。また、指定管理者においても、所管部署や関係業者との連携を密にし、メンテナンス等により火葬炉の適切な維持管理に努められたい。

指定管理者制度導入の目的は、公の施設の管理に民間の能力を活用し、市民サービスの向上を図り、最少の経費で最大の効果を実現することにある。今後ともコスト削減の意識を持って業務を遂行し、長年にわたり蓄積されたノウハウにより、施設管理とサービスの向上に積極的に取り組んでいただきたい。